

令和3年度当初予算の概要

私学振興についての考え方

本県学校教育の一翼を担う私立学校の役割は大変重要であり、また、21世紀の本県を担う人づくりを進めるうえで、私学振興は重要な施策の一つであり、その推進に努めてきたところである。

県としては、少子化の進展や情報化、国際化の推進など教育を取り巻く環境が大きく変化する中において、今後とも、私立学校の教育条件の維持・向上、保護者の負担軽減及び学校経営の健全性の向上に配慮した運営費補助など各種助成の充実と適正執行に努めていく。

県 予 算 1 兆 2, 5 8 5 億 1 4 百万円

私学予算 1 1 6 億 2 4 百万円

私学振興予算(全体)の推移(当初予算ベース)

	私学補助金等		私学予算 (貸付金を含む)	
	金 額 (千円)	伸率 (%)	金 額 (千円)	伸率 (%)
令和2年度	12,596,889	+20.3	13,198,984	+19.8
令和3年度	11,107,578	△11.8	11,623,558	△11.9

生徒総数(予算で使用した推計人数)

	高等学校	高校通信 (広域以外)	中学校	小学校	幼稚園 (学法)	幼稚園 (非学法)	計
R2	10,166	913	787	671	10,461	104	23,102
R3	10,149	928	739	634	10,040	103	22,593
増減数	△17	+15	△48	△37	△421	△1	△509
増減率	△0.2%	+1.6%	△6.1%	△5.5%	△4.0%	△1.0%	△2.2%

令和3年度私学振興助成予算(事業別)概要

1 私立学校運営費補助

(1)一般補助

私立学校の教育条件の向上、私立学校に学ぶ生徒等の修学上の経済的負担軽減及び学校経営の健全性の向上を図るため、私立学校の教育または研究に係る経常経費の一部を補助する。

併せて、東日本大震災等により被災した児童生徒等の就学を支援するため、授業料等の減免措置を行った私立学校に対して、減免相当額を補助する。(被災生徒等就学支援)

学種	人数(人)	単価(円)	金額(千円)	
高校(全)	10,149	375,166	3,809,934	
高校(通)	広域以外 928	80,263	74,593	
中学校	739	338,105	249,934	
小学校	634	336,360	225,740	
幼稚園 (学校法人)	一般分 10,040	197,351	1,981,411	
		障がい児等対応加算	8,029	
		処遇改善等加算	14,880	
		特別加算、教育活動復旧費 等	8,963	
幼稚園計			2,013,283	
就学 支援	高校	延べ 133	-	10,392
	中学校	延べ 35	-	8,855
	小学校	延べ 15	-	2,976
	幼稚園 (学法)	延べ 17	-	389
合計	-	-	6,396,096	

○高等学校は、平成11年度から生徒減少期における私立学校の経営基盤の安定と教育条件の維持・向上を図るため標準運営費方式によって積算している。

標準運営方式とは、

私立高校における(1)教職員1人当たりの経費＝教職員割(教職員給与等)、(2)学校1校当たりの運営経費＝学校割(その他の職員給与等)、(3)1学級当たりの学級運営経費＝学級割(修繕費、備品費等)、(4)生徒1人当たりの経費＝生徒割(教育活動費、管理費等)について、それぞれ公立高校を基準として全国との格差等を考慮して算出し、これを学校ごとに、生徒数、学級数等により計算して、その2分の1を補助するもの。

○小中学校及び幼稚園は、生徒等1人当たりの補助単価から予算額を計算している。

※ 小・中学校：国庫補助単価＋交付税単価

※ 幼稚園：国庫補助単価＋交付税単価＋県単独分

(2)特別補助

① 過疎特別補助

過疎地域に所在する私立高等学校の維持及び適正規模への誘導を図るため、対象校に補助する。

対象要件⇒令和3年度高校在学可能者数が昭和45年度高校在学可能者の48%未満である地域に設置され、当該校の昭和45年度の生徒数に対する令和3年度の生徒数の減少率が50%以上の高校（R3対象予定校：4校）

R3：37,638千円

② 教育改革特別補助

教育の質の向上を図るため、平成20年7月に策定された教育振興基本計画や新学習指導要領を踏まえた特色ある取組みを行う私立学校に対し助成する。

※平成29年度から事業内容の組み替えがなされた。

(千円)

項目(メニュー)	高 校	中学校	小学校	幼稚園	計
教育の質の向上を図る学校支援経費	26,991	11,525	4,899	19,500	62,915

<教育の質の向上を図る学校支援経費>

イ 次世代を担う人材育成の促進

- ・グローバル人材育成のための英語教育の強化、国際交流の推進
- ・ICT専門員の配置などICTを活用した教育の推進 等

ロ 次期学習指導要領に向けた取組の促進

- ・アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善のための教員の資質・能力向上のための教員研修 等

ハ 教育相談体制の整備

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用
- ・不登校の生徒等の教育機会についての支援 等

ニ 職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進

- ・職業体験、ボランティア活動、伝統・文化体験、自然体験、地域社会や産業界等と連携・協同した取組 等
- ・栄養教諭の活用など食に関する指導の充実 等

ホ 特別支援教育に係る活動の充実

- ・教員の専門性向上のための研修や講師派遣
- ・個別の支援計画の策定等を進める児童・生徒の学習・生活・進学・就職等のサポート支援体制の構築（支援員やコーディネーターの配置など） 等

へ 外部人材活用等の推進

- ・教員の負担軽減を図るための多様な専門スタッフや外部人材等の活用 等
(※ 上記イ～ホ及びトチの取組に係るものは対象外)

ト 児童生徒等の安全確保に関する学校支援

- ・スクールバスにおける警備員（ガードマン）等の配置
- ・登下校時における交通安全指導員等の人員配置
- ・児童生徒等への講習会（防犯、防災、交通安全）の実施
- ・地域住民や地域関連機関等との合同防犯訓練等の実施 等

チ 学習指導員等の追加人材配置

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による未指導分への補習等を行うための学習指導員等の追加的人材の配置

2 私立小中学校少人数教育推進事業補助

少人数教育を促進するために、平成 14 年度から創設した補助事業で、教育効果を考えた最も効率的な方法による少人数教育の実現のため、小学校・中学校の全学年において 30 人程度の少人数学級を推進する。平成 14 年度は小・中学校第 1 学年を対象として開始し、平成 15 年度からは小学第 2 学年まで補助対象を拡大、平成 17 年度からは 30 人程度学級として対象を全学年に拡大した（ティームティーチングの場合も補助対象）。

R3：23,800 千円 単価 1,400 千円 中学校 4 校（11 学年）、小学校 1 校（6 学年）

3 私立幼稚園等子育て支援推進事業（全幼稚園及び認定こども園対象）

私立幼稚園及び認定こども園における子育て支援活動を推進し、保護者の育児に対する経済的・精神的負担の軽減を図り、安心して子どもを生ま育てる環境の整備を図る。

「預かり保育」（保育時間終了後 2 時間以上の預かり保育）、「休業日預かり」（休業日 1 日につき 2 時間以上の預かり保育）及び「長期休業中の預かり保育」の実施、さらには「子育て支援活動の推進」（地域の子育て支援センターとしての活動等）に取り組んでいる私立幼稚園等に対し補助する。

なお、令和 2 年度から私立学校運営費補助金（一般補助）に事業を統合した。

項 目	対 象 園 数		金額（千円）
	学校法人立	学法外	
預かり保育	82	4	236,320
休業日預かり保育の推進	26	0	20,800
長期休業中預かり保育	80	4	45,760
子育て支援活動の推進（一般）	37	1	15,200
子育て支援活動の推進（認定こども園）	17	0	20,400
R3 計	延べ 242	延べ 9	338,480

4 私立幼稚園等心身障がい児教育費補助

(学校法人立及び施設型給付に移行した非学校法人立幼稚園)

私立幼稚園及び認定こども園における障がい児の受入れを促進することを目的に、保護者及び幼稚園等の経済的負担の軽減を図るため、障がい児を受け入れた幼稚園等に対して経費の一部を補助する。

平成 19 年度からは、途中入退園も月割りで補助対象とした。

なお、令和 2 年度から私立学校運営費補助金（一般補助）に事業を統合した。

対象園児数	補助単価（千円）	金額（千円）
300 人	(2人以上) 784 (国庫1/2※)	215,600
	(1人) 392 (県単)	
※非学校法人立分は県単		

なお、補助対象となった障がい児の数（決算）は、平成 26 年度 306 人、平成 27 年度 296 人、平成 28 年度 360 人、平成 29 年度 343 人、平成 30 年度 310 人、令和元年度 249 人と推移しており、私立幼稚園での受入れが促進・定着している。（なお、非学校法人立幼稚園は、私立幼稚園教育振興助成事業補助特別事業（障がい児）の対象であるが、施設型給付移行園は、平成 27 年度から本事業の対象となった。）

5 私立幼稚園教育振興助成事業補助(非学校法人立幼稚園)

非学校法人立幼稚園の教育条件の向上と保護者負担の軽減を図るための運営費に対する一般補助と、障がい児の受入れを促進するための加算、東日本大震災等により被災した園児の就園支援及び園の収入減への復興補助を特別補助として実施する。

一般補助は学校法人立幼稚園の園児 1 人当たり補助単価の 1/3 とし、障がい児に対する補助は 18 年度から学校法人と同額とした。

また、東日本大震災等による被災園児の就園支援は、保育料等の減免措置を行った幼稚園に対して補助する。

さらに、被災幼稚園復興支援は、震災等による園児減により収入減となった幼稚園へ補助する。

※ 補助は、(公社)福島県私立幼稚園・認定子ども園連合会に行う。

項 目		人（園）数	単価（円）	金額（千円）
一般補助		103人（2園）	65,783	6,776
特別 補助	障がい児	1 人	(2人以上) 784,000 (1人) 392,000	392
R3計		-----	-----	7,168

6 私立専修学校運営費補助(学校法人立)

私立専修学校の教育条件の向上、保護者負担の軽減及び学校の経営基盤の確立を図るため、運営費の一部を補助する(29年度に単価を増額した)。

また、東日本大震災等により、就学が困難となった生徒に対する授業料等減免を行った専修学校等に対し、減免相当額を補助する。

区 分	補助単価(円)	補助対象人数(人)	金額(千円)
大学入学資格付与	50,000	493	24,650
専門課程等	25,000	2,963	74,075
高等課程(大学付与以外)	25,000	68	1,700
被災生徒就学支援	—	—	3,330
R3計	—	3,524	103,755

※県のお課より運営費補助を受けている学校は補助対象外。

7 私立専修学校振興助成事業(非学校法人立)

非学校法人立専修学校の教育条件の向上と保護者負担の軽減を図るため、平成12年度から設備整備費補助に替えて運営費の一部を補助する(29年度に単価を増額した)。

また、東日本大震災等により、就学が困難となった生徒に対する授業料等減免を行った専修学校等に対し、減免相当額を補助する。

区 分	補助単価(円)	補助対象人数(人)	金額(千円)
大学入学資格付与	16,600	4	67
専門課程等	8,300	205	1,702
高等課程(大学付与以外)	8,300	20	166
R3計	—	229	1,935

※県のお課より運営費補助を受けている学科、予備校等は補助対象外。

8 外国人学校振興事業補助

各種学校として運営する福島朝鮮初中級学校の教育条件の向上、保護者負担の軽減等を図ることを目的に、運営費の一部を補助する。

※平成21年度より補助方式を定額方式から単価方式に変更した。(生徒1人当たりの補助単価は、85,000円/人)

・福島朝鮮初中級学校(R2.5.1 現在)

区分	定員	現員
初級部	180	1
中級部	90	1
計	270	2

年 度	金額（千円）
令和3年度	170

9 私立学校設備整備事業等補助

東日本大震災によって施設等に被害を受けた私立学校の復旧費用に対して、国庫補助と並行して補助を行う。

R3: 1,980 千円

10 未来の子どもを守る食の安全確保事業補助

私立学校における学校給食食材の放射性物質検査に要する費用の一部を補助する。

R3: 1,060 千円

11 未来を担う子どもたちの安心就学環境支援事業補助

私立学校における施設の耐震化を図るため、国庫補助と並行して補助を行う。

R3: 20,000 千円

12 高等学校等就学支援金

高等学校等就学支援金の交付に係る事務を法定受託事務として行うものであり、22年度に新設され、26年度に所得制限の導入、年収に応じた加算額の拡充等の制度変更が行われた。

家庭の状況にかかわらず、全ての意思ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、高校生のいる世帯に対し、公立高校授業料相当額を助成するとともに、低所得世帯に対しては、年収に応じて加算額を助成する。

区 分	単価（年額・円）	対象人数見込	金額（千円）
就学支援金	396,000 (通信制は 297,000)	10,693	3,060,409
学び直しへの支援	-	20	6,297
事 務 費	-	-	14,188
R3 計	-	-	3,080,894

13 私立高等学校等就学支援事業

高等学校等就学支援金の給付を受けてもなお授業料負担が残る低所得世帯等における子弟の高等学校等への進学を保障し、公立高等学校と同条件で私立高等学校等を選択できるようにする。

なお、21年度までは私立高等学校授業料軽減事業補助金の名称で行っていた。

区 分	対象人数	金額(千円)
低所得者に対する支援	高等学校 68	高等学校 7,473
	専修学校 101	専修学校 13,192
中所得者層に対する支援	高等学校 365	高等学校 50,590
	専修学校 13	専修学校 1,802
専攻科の生徒への就学支援	96	37,700
R3計	643	110,757

14 緊急スクールカウンセラー等派遣事業

東日本大震災により被災した幼児児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助等を行うとともに、新規高卒者等の望む職業生活向上や生活基盤安定の支援を行うため、スクールカウンセラー等の派遣を行う。

R3：47,801千円

15 教職員退職手当資金給付事業補助

県私立学校教職員退職金財団が行う退職金手当給付事業に対して、その一部を補助し、その制度を充実することにより、教職員の雇用条件の向上を通じて、優秀な人材を確保し、ひいては私立学校の教育条件の向上と私学の振興を図る（平均給与額の一定割合を補助するもの）。

(%)

学 種	補助率	学校負担金率	現行掛金率	金額(千円)
小・中・高等学校	30	132	162	89,254
幼稚園	22	79	101	54,370
認定こども園	22	79	101	45,436
専修学校	30	74	104	2,185
R3計	--	----	----	191,245

県補助率の推移

(%)

学種・年度	平元～	5～8	9～10	11～13	14～29	30～31	令2～
小・中・高等学校、 専修学校	25	27	28	29	30		
幼稚園・認定こども園	20			21		22	

16 私立学校教職員共済事業補助

日本私立学校振興・共済事業団の長期給付事業に対して、その費用の一部を補助し、本県の私立学校及び教職員の負担率を軽減することにより、教育条件の向上及び私学の振興を図る（平均給与額の8%を補助）。

学 種	補助率	金額（千円）
小・中・高等学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園・専修・各種学校	8/1000	110,319

17 修学等支援基金造成事業

東日本大震災により、幼児児童生徒数が減少した私立学校の教育環境の整備を図る取組み等に資すること等を目的に、国からの交付金を受けて造成した基金について、事業終了に伴い余剰金を国に返還する。

R3： 561,154 千円（補助金返還）

18 福島県私学振興会貸付金

同振興会が実施する私立学校の施設整備事業（防災機能強化を含む）及び災害復旧事業のための資金として、その原資を同振興会に貸し付ける。

R3： 貸付金 515,980 千円

<振興会の主な貸付事業>

① 施設整備資金

・私立学校施設整備臨時特別資金（県 転貸資金）

対象事業～私立学校の校舎等の新・増・改築で事業費 5,000 万円以上

貸付限度額～100,000 千円（ただし、事業費の 2/3 以内）

返済期間等～10 年（据置なし、元金均等年賦払）

貸付利率～0.5%

・防災機能強化（県 転貸資金）

対象事業～防災機能の強化及び安全管理対策のための施設整備事業

（耐震補強工事、アスベスト対策工事（18～））

貸付限度額～50,000 千円（ただし、事業費の 2/3 以内）
返済期間等～10 年（据置なし、元金均等年賦払）
貸付利率～0.5%

・ 認定こども園（県 転貸資金）

令和 3 年度は新規貸付予定なし

対象事業～認定こども園の認定を目指し保育所機能の充実のための施設整備事業
貸付限度額～50,000 千円（ただし、事業費の 2/3 以内）
返済期間等～10 年（据置なし、元金均等年賦払）
貸付利率～0.5%

② 経営安定資金（振興会 自己財源）

対象事業～高利債務弁済、校具等の購入、長期運営資金
貸付限度額～20,000 千円
返済期間等～5 年（高利債務弁済は 10 年）
貸付利率～0.5%

19 教育支援体制整備事業費補助金

幼児教育の質の向上のため、質の高い環境で子どもを安心して育てることができる体制の整備に取り組む。

① 幼児教育のための質の向上のための緊急環境整備

遊具・運動遊具・教具等の幼稚園教育の質の向上に必要な整備に要する経費に対して助成する。

補助率：認定こども園 1/2 以内、幼稚園 1/3 以内
（補助対象経費 上限 2,000 千円）

R3:26,000 千円

② 認定子ども園等における教育の質の向上のための研修支援

・ 幼稚園等関係団体の実施する研修への補助

補助率：1/2、補助基準額：参加教職員 1 人当たり 6,250 円

・ 研修へ参加する幼稚園等への補助

補助率：1/2、補助基準額：参加教職員 1 人当たり 6,250 円

R3：1,800 千円

③ 保育教諭確保の幼稚園教諭免許状取得支援事業

幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園となる予定の幼稚園の保育士資格のみを有する者に対して幼稚園教諭免許状取得に必要な経費等を助成する。

・ 補助率：1/2、補助基準額：養成施設受講料等 1 人当たり上限 100 千円

R3：1,204 千円

④園務改善のためのICT化支援事業

私立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）が、園児の登園管理や指導要録の作成支援システム、保護者向けメール配信システムの整備などの幼稚園教諭の業務負担の軽減を目的とした支援システムを導入又は更新する場合において、その費用を補助する。

・補助率：3/4、補助基準額：1施設当たり1,000千円

R3：3,240千円

20 私立学校外国人指導助手招致事業

私立学校における外国語教育の充実を図るため、外国青年招致事業（JETプログラム）を活用して、外国語指導助手（ALT）を雇用する私立小・中・高等学校に対して、配置に係る経費の一部を補助する。

R3：7,563千円

21 私立中学校等児童生徒授業料負担軽減事業

①低所得世帯の授業料負担軽減のための支援

私立小・中学生のいる世帯に対して、授業料負担軽減のため、所得状況に応じて授業料への助成を行う。

R3：5,000千円

②家計急変世帯への支援

学校法人が家計急変した世帯の児童生徒に対して授業料等を減免した場合、免除した額の範囲内で補助を行う。

R3：831千円

22 高等教育(私立専門学校)授業料等減免事業

①私立専門学校授業料等減免事業

高等教育の無償化は、低所得世帯においても進学できるよう保護者負担の軽減を図る観点から、奨学給付金の支給及び授業料減免事業の2つの制度からなる。そのうち、授業料減免事業は当該学校の所管庁が実施することになっており、県が所管する私立専門学校分について、該当学校へ授業料減免に要する費用を交付する。

R3：266,940千円

②高等教育修学支援新制度事務費

2020年度より制度開始された高等教育の無償化について、県内の私立専門学校について無償化の対象となる学校に該当するか否かを確認（機関要件確認）するため、専任の嘱託員を配置して対応する。

R3：5,195千円